

平成28年第2回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成28年2月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成28年3月1日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	岩田清	2番	根橋俊夫
3番	向山光	4番	中谷道文
5番	山寺はる美	6番	堀内武男
7番	篠平良平	8番	小澤睦美
9番	瀬戸純	10番	宇治徳庚
11番	熊谷久司	12番	垣内彰
13番	成瀬恵津子	14番	宮下敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成28年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 平成28年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成28年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成28年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成28年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成28年度町立辰野病院事業会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成28年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 辰野町行政不服審査会条例の制定について

- 日程第16 議案第14号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 辰野町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 平成27年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第28 議案第26号 平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第27号 平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第28号 平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第31 議案第29号 平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第32 議案第30号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第33 議案第31号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第32号 平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等
事業町道147号線工事請負契約について
- 日程第35 議案第33号 辰野町道路線の認定について
- 日程第36 議案第34号 辰野町道路線の廃止について
- 日程第37 議案第35号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第38 議案第36号 辰野町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による報告事項及び
地方自治法第180条の規定による報告事項
報告第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
について
報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第52 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島 範久	副町長	武居 保男
教育長	宮沢 和徳	代表監査委員	三澤 基孝
総務課長	一ノ瀬 元広	まちづくり政策課長	山田 勝己
産業振興課長	飯澤 誠	こども課長	石川 あけみ
会計管理者	宮原 修二	住民税務課長	赤羽 博
保健福祉課長	守屋 英彦	建設水道課長	小野 耕一
生涯学習課長	桑澤 英明	税務担当課長	伊藤 公一
辰野病院事務長	今福 孝枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井 庄治
議会事務局庶務係長	菅沼 由紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番 根 橋 俊 夫

議席 第3番 向 山 光

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。先週末、澤底区では毎年恒例の「福寿草祭り」が華やかに開催されました。今年も見事な福寿草の群生、可憐な花の競演が楽しめました。いよいよ今日から3月です。穏やかな春の到来を願うものであります。さて、定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回（3月）辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。第2回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに平成28年第2回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄、大変ご多用のところご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

今年は暖冬傾向で雪も少なく、例年になく暖かい冬のような気がいたします。町の花「福寿草」も早めに咲き始め、先月27日には「第14回沢底福寿草まつり」が開催され、遠方からも大勢の方々に訪れていただきました。地域活性化にご尽力いただいている皆様方に敬意を表するしだいでもあります。内閣府が発表した2月の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」と指摘しています。また、10月から12月期の国内総生産の速報値は、物価変動を除いて実質で前期比0.4%減、年率換算では1.4%減で2四半期ぶりのマイナス成長に転じました。原因は、個人消費や住宅投資など国内需要が低迷したことによると報

告されております。上伊那地域の昨年12月の月間有効求人倍率は1.35倍で前月を0.04ポイント下回りましたが、4ヶ月連続で全国・県を上回っています。新規求職者の状況は安定しており、雇用情勢は、「着実に改善が進んでいる」状況にあります。しかしながら、海外経済の不確実性の高まりや金融市場の変動の影響、また、新年以降の株価の下落など、まだまだ留意しなければいけないことがたくさんあるわけでありまして、早いもので今年度も残すところ1ヶ月となりました。厳しい財政状況の中にあって健全財政堅持に努めながら、生活・教育環境の整備、保健・福祉・医療の充実等積極的に進めてまいりました。道路関係につきましては、生活道路を中心に整備を行い、以前にも申し上げましたが県道与辰野線羽場交差点改良や町道平出法性神社線の竣工、町道中道線の着工など大型事業にも取り組んでまいりました。農政関係では、小野地区の農地耕作条件改善事業をはじめ農業基盤の整備を進めてまいりました。教育関係では、老朽化が進んでいた西小学校体育館の改修が2月に竣工いたしました。また、両小野診療所は、地権者をはじめ地域の皆さま方の協力のもと、無事移転新築ができ10月から新たな形態で診療開始となりました。「町の保健室」は開設以来、町内外の多くの方から相談を受けるなど子育ての大きな支えとなっております。そのほか消防庁舎の耐震化、プレミアム商品券発行事業等に取り組んできました。また、ふるさと辰野寄付金につきましては、これまでに3,026人、1億6,100万円余の大きな寄付が寄せられています。この場を借りて感謝を申し上げます。なお、南小学校体育館の改修工事につきましては、早期の完成を目指し今議会の補正予算に計上させていただきました。平成28年度は、「第五次総合計画・後期基本計画」の初年度であり、併せて「辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が本格的にスタートいたします。「住み続けたい、帰りたい、住んでみたい町」の実現に向け、将来人口規模に適した新しいまちづくりの推進と懸案事項の解決を図るため「人口減少対策」、「地域医療・福祉・介護対策」、「道路対策」、「協働・住民力・地域力活用」の4分野を重点施策として予算編成を行ってまいりました。それぞれの分野におけます主な事業を申し上げますと、「人口減少対策」では、小野保育園耐震改修事業、駒沢浄水場改修事業、羽北保育園の延長保育の実施、定住促進奨励金、新規就農・経営継承総合支援給付金事業や結婚・妊娠・出産と切れ目のない支援に取り組んでまいります。「地域医療・福祉・介護対策」では、障がい者の自立支援、福祉医療給付事業や、こころの健康づくりなどを実施いたします。「道路対策」では、松本射撃場周辺町道改修工事などの補助事業のほかに、前年度より予算を増額し町道40路線の改

良・舗装、生活道路の維持補修を実施してまいります。「協働・住民力・地域力活用」では協働のまちづくり支援金や、よりあい事業補助金などにより地域計画の推進を支援してまいります。そのほか農地耕作条件改善事業、学校無線LAN構築事業、ほたる童謡公園ホテル生息環境調査、辰野駅前地区街なみ環境整備事業など新たな事業にも取り組んでまいります。新年度の一般会計予算は、前年度比0.4%増の84億円、また、特別会計、企業会計につきましては11会計で5.0%増の97億3,835万1,000円、総額では181億3,835万1,000円の積極型の予算となっております。なお、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として国の補正予算「地方創生加速化交付金」は、事業内容を精査中であり確定したところで、補正予算案を追加上程させていただくこととなっております。新年度の事業の推進にあたりましては、厳しい現状を直視し、限られた財源で最大限の効果が得られますよう職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、予算関係では平成28年度一般会計予算、特別会計予算12議案、条例の制定及び一部改正12議案、平成27年度一般会計補正予算など補正予算6議案、その他6議案の合計36議案であります。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席2番、根橋俊夫議員、議席3番、向山光議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（宇治）

おはようございます。去る2月24日、議会運営委員会を開催し、平成28年第2回辰野町議会3月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月24日、辰野町告示第5号により辰野町長より3月定例会を3月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと3月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局より朗読いたさせますが、局長の朗読の範囲は日時と付議事件名とし、摘要につい

ては対象外といたします。理由は12月定例会の教訓を踏まえて検証した結果、議長においても議事進行の中で議案ごとに摘要欄に準じて採決を取り計らっておりますので、議運といたしましてはこの際、二重採決を解消するため、今定例会より摘要については今日までのルールを改め、提案項目としないことといたします。なお、書式も見やすくいたしました。全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期、並びに議事運営につきましては議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

○根橋（2番）

異議と言うか、陳情・請願についてですけれども、議運による審査結果が今回、陳情5件中、4件が文書配布ということに今日なっているんですが、これについてどういう、その基準と言いますかどういう経過だったかを説明いただきたいと思います。

○議会運営委員長（宇治）

細部内容についての議論は特にしておりませんので、局長の方で補足をお願いいたします。

○議会事務局長

それでは先般行われました、議会運営委員会におけます請願・陳情の関係の説明をさせていただきます。まず、陳情は5件出ております。そのうちの陳情第2号でございますけれども、この件に関しましては後ほど説明申し上げますが、福祉教育常任委員会に所管委員会が決まっております。それ以外の4件についての説明をまずはさせていただきます。はじめに陳情第1号の平成28年1月7日の軽度外傷性脳損傷の陳情でございます。これは軽度外傷性脳損傷の仲間の会の代表、藤本久美子氏より提出された陳情でございます。これは平成26年の6月議会において同様の内容の陳情が提出をされてございます。その内容を審議の結果、採決とし意見書を提出するということで決まっておりますので、その後、これにつきまして内容の変更がございませんでしたので、議会運営

委員会の中ではその後、変更なしということでこのまま採決のまま意見書の提出はなしとなり文書配布と決定してございます。次に陳情第3号でございますけれども、未来の有権者のための模擬投票所設置に関する陳情でございますけれども、これは兵庫県の Kids Voting Japan 代表の寒川氏より提出をされた陳情でございます。これにつきまして辰野町選挙管理委員会の方にも同じ陳情が出されているとお聞きしております。選挙管理委員会の方と打ち合わせをする中で、模擬会場を投票所横に設置することはできませんという回答でした。模擬投票の投票用紙と本投票用紙の混ざり合うことも避ける意味もありますし、正規な投票所において別なものをそこに設置するという事は相ならないということでございますので、この内容につきましても委員の皆さんにご相談を申し上げたところ、文書配布で良いだろうということで結論に達してございます。それから陳情の第4号でございますけれども、これは平和って何だ・伊那谷、代表の角氏からの提出でございます。真つ当な改正論議を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法観の是正を求める陳情でございます。これにつきましてもそれぞれの委員から、安倍首相の思いに対する個人の意見としての度合いが強いということで、何を目的とした陳情で、どういった意見書を出すべきかも記載されていないということで、その内容について取り上げるべきでもないという判断で、文書配布と決定をいたしました。陳情第5号でございます。安保法制関連の2法の廃止を求める意見書の提出についての陳情でございますが、戦争をする国STOP！辰野町の会、会長の春日氏から出されている陳情でございます。これは平成27年の9月だったと思っておりますけれども、同じ案件で提出をされた陳情でございます。これにつきましてもいくつもの団体からの陳情もございましたが、この辰野町の会の春日氏からの意見書を採決の結果、採択と決し、本議会より意見書の提出が既になされております。そういった意味もありまして、その後の変更がないということで、この案件につきましても文書配布とし意見書の再提出をすることを見送りたいという内容となっております。陳情2号でございますけれども、放射性物質の含有の廃棄物処理最終処分場の建設反対を求める意見書の採択を求める陳情でございますが、こちらにつきましては委員会の中で担当である福祉教育常任委員会に付託をし、その内容を検討し最終日にその判断をしてまいりたいということとなりました。以上、陳情5件についての概要の説明をいたしました。よろしく願いいたします。

○議長

ほかにありますか。

○議会運営委員長

今のような内容でございますけれども、今回は文書配布が4件ということでございますので、議運としてはですね、今後のことも含めて審査上のもので判断基準について現在整理中でございます。この全協でですね、議論をしていただくようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、その旨、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長

ほかにありますか。

(なし)

○議長

それでは、本定例会の会期は、本日より3月17日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算から、日程第14、議案第12号、平成28年度辰野町介護保険特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の概要について、説明を求めます。

○町長

それでは平成28年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたりまして予算編成の概要を申し上げます。平成28年度の一般会計予算の総額は84億円で前年度当初予算と比較して3,000万円、0.4%の増となりました。歳入については町税は税制改正による法人住民税率の引き下げや、地価下落による影響で法人住民税、固定資産税の減収を見込みました。地方交付税は国の地方財政計画等を参考に税収の減少等も考慮し増額を見込みました。その他交付金は、平成26年度実績と27年度の収入見込額を基に算定しております。寄付金は、ふるさと辰野寄付金の平成27年度実績を基に増額を見込みました。一般財源の不足分は、重点プロジェクトの人口減少対策と道路対策の財源として地域振興基金、道路建設基金を取り崩すほか、財政調整基金の取り崩しと臨時財政対策債等の町債の発行により、対応をする予定であります。歳出は辰野町第五次総合計画・後期基本計画の重点プロジェクトと実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上いたしました。主なものを説明いたしますと、1つ、人口減少対策では辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきマツタケ増産研究、新規就農経営継承総合支援給付金、U・I・Jターン希望者と企業のマッチング、インターンシップ促進などの地域コーディネート事業、ふるさと就職祝金、定住促進奨励金、移住体験施設の運営、学童クラブ事業、学校支援室や町の保健室などの子育て支援事業、切れ目のない妊娠・出産支援

などの事業を実施してまいります。また、いつまでも安心して暮らせる地域をつくるため、小野保育園耐震改修事業、緊急地震速報整備及び学校内放送設備連動工事などを実施してまいります。2つとして、地域医療福祉介護対策では、障害者自立支援事業、福祉医療給付事業、24時間電話相談、こころの健康づくり、相談啓発事業などを実施してまいります。3つとして、道路対策では社会資本整備総合交付金事業による幹線道路4路線の改良工事や補修工事、町道18路線の改良工事、町道22路線の舗装工事、その他、区から要望のあった生活道路等の維持補修工事を平成27年度より更に予算を増額して実施してまいります。4つとして、協働・住民力・地域力活用では、多面的機能支払交付金事業、集落支援員による支援事業、各区が行う道路補修等の資材支援、協働のまちづくり支援金、よりあい事業補助金などにより17区の地域計画の推進を支援してまいります。このほか、当初予算に具体的な予算額の計上はいたしません、企業訪問や道路網計画の策定と道路パトロール事業、公共施設等総合管理計画の策定と計画に基づく、公共施設の適正配置、適正規模化に取り組んでまいります。次に特別会計では11会計で、97億3,835万1,000円。前年度、当初予算と比較して5%の増となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計及び簡易水道事業会計は駒沢浄水場施設改修工事をはじめ、各施設の更新改良、配水管付設替工事を計画的に実施する中で、施設の適正な維持管理に努め、安心安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。公共下水道事業会計をはじめとした下水道事業全般は供用開始以来、20年以上が経過して水洗化も順調に推移しております。引き続き宅内接続の普及及び処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。また、安定した下水道処理の推進のため、辰野水処理センター長寿命化工事、耐震化工事などを実施してまいります。国民健康保険事業会計は軽減対象世帯や医療費の増加により財政運営が更に厳しい状況になっております。安定かつ安心できる事業運営のために保険税の適正な付加徴収を行ってまいります。また、疾病予防対策に重点をおき、被保険者の健康寿命延伸のために努めてまいります。町立辰野病院事業会計では昨年度、電子カルテを導入し、院内外に向けてネットワークが構築でき、今年度は大きな投資はありません。旧病院の後処理についても今年度の予算で終了となる見込みです。経営的には厳しい状況ですが、引き続き医師確保に努め信頼のできる医療を提供できるよう努めてまいります。地域情報告知システム事業会計は安心安全な町民生活に寄与するため、必要な生活情報、緊急情報の確実かつ迅速な伝達に努めてまいります。介護保険事業会計は第6期介護保険事業計画の推進を図り、高齢者が可

能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、態勢整備を進めて地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。以上、平成28年度一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り、最小限の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。後期基本計画初年度の平成28年度予算を「未来へつなぐまちづくりのためのプロジェクト開始予算」としてまちづくりの合言葉「住み続けたい、帰りたい、住んでみたい町、たつの」と地域計画の地域別取り組み目標「17の個性がきらめく地域づくり」の実現に向け事業を展開してまいります。更に将来人口規模を見据えた確かなまちづくり、辰野町の長所を生かしたまちづくり、みんなで取り組むまちづくりなどの視点を持って長年保留となってきた懸案事項の課題解決に積極的に取り組んでまいります。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編成及び提案に当たっての方針とします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧ください審議の参考にしていただければ幸いです。以上であります。

○議 長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算関係議案につきましては会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって総務産業常任委員会に対し、議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費。議案第2号、平成28年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成28年度辰野町

農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。以上、7議案を総務産業常任委員会に付託し、福祉教育常任委員会に対し、議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）10. 教育費。議案第7号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成28年度町立辰野病院事業会計予算。議案第12号、平成28年度辰野町介護保険特別会計予算。以上、6議案を福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第15、議案第13号、辰野町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第13号、辰野町行政不服審査会条例の制定について提案理由を申し上げます。行政不服審査法が平成26年全部改正となり、不服申し立ての仕組みと審理、採決の手続きが見直され、新たに不服申し立てを審査する行政不服審査会を設置する必要があるため、条例を制定したいとするものであります。第1条は趣旨、第2条は設置について、第3条、第4条は委員の人数、任務、職務について規定。第5条から第7条は審査会の運営等について。第8条は委員の除斥、回避。第9条では意見聴衆等。第10条では庶務。第11条は委任であります。施行期日は平成28年4月1日からです。また、合わせて行政不服審査法の改正によりまして辰野町情報公開条例、辰野町個人情報保護条例及び手数料徴収条例につきましても文言の改正等、所要の改正を行うものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

（質疑 なし）

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号につきましては会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第16、議案第14号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第14号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正したいとするものでございます。まず第1条、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、地方公務員法の第24条第2項が削られたことに伴い、条例第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めます。また第5条中、別表、こちらは給料表になりますがこれを別表第1に、別表第2として新たに等級別基準職務表を加えます。第2条、辰野町職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、第3条中、「勤務成績の評定その他の実証」を「人事評価または勤務の状況に示す客観的な事実」に改めます。これによりまして人事評価制度が任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎となってまいります。第3条、辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、第4条、辰野町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正、第5条、辰野町一般職の非常勤等の任用勤務条件等に関する条例の一部改正につきましては第1条でも説明しましたが地方公務員法の第24条第2項が削られたことに伴いましてそれぞれ条例の第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。施行は平成28年4月1日からです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第15号、辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方公務員法の一部改正、行政不服審査法の施行に伴い、条例の一部を改正したいとするものでございます。新旧対照表も合わせてご覧いただきたいと思っております。第3条中、第8号を9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を7号とし、第5号の次に第6号として「職員の退職管理の状況」を加えます。次に今一旦、第3条中の号を変えた所を再度変更をいたします。第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に第2号として「職員の人事評価の状況」を加えます。また第5条第2号中「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。先ほど、職員の退職管理の状況を加えると申しあげましたけれども、職員の退職管理の状況につきましては地方公務員法の第38条の2が改正となりまして、職員が退職した後の管理をすることになりました。辰野町におきましては、対象者は課長となります。課長であった職員が離職後、営利企業等に就いた場合にですね、離職後2年間、町に対してですねいろいろな働きかけをしてはいけないという内容でございます。以上、提案理由を申しあげました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第18、

議案第16号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方公務員法及び学校教育法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいとするものでございます。先ほどの議案第14号と同じでありますけれども、地方公務員法の第24条第2項が削られたことに伴いまして条例第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、第5条の2第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期過程又は特別支援学校の小学部」を加えるものであります。第5条の2第2号の改正につきましては学校教育法において、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校である義務教育学校が追加されたこと。更に人事院規則において特別支援学校の小学部を追加することになったことによるものであります。施行は平成28年4月1日からです。なお、条例改正後の規定に基づき、条例施行日以後に早出、遅出勤務の解消請求する職員にあっては、施行日前に請求を行うことのできる旨の経過措置につきましては公布の日からといたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（6番）

第5条の2第2号中「小学校」の次に追加する状況の中で、義務教育、うんぬんという話がありましたが、前期過程ということがここにありますが、ここを特定した意味合いは何でしょうか。

○総務課長

先ほどもちょっと触れましたけれども、小中一貫校において前期過程というものが小学校というふうに取り扱われますので、そういう意味合いでございます。

○岩田（1番）

今の同様の質問ですけれども、義務教育学校というのは6・3の9を自由に割れるという形です。ですから仮に5・4で割った場合の前期過程というのはどこを言うのでしょうか。3・3・3ということもあるだろうし、今の課長の答弁だと、あたかも小中一貫校って、そうじゃないんですよね。3・3・3ということもあります。そこは

ちょっと認識が違うと思いますけれども。

○総務課長

ここにちょっと手元にですね学校教育等の一部を改正する法律案の概要がございますけれども、就業年限という項目がございますして9年、小学校、中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の過程に区分されているというふうになっておりますので、私どもの方の認識の中ではですね、前期については6年というふうに考えております。

○根橋（2番）

今もその義務教育学校というのは今までこういう制度がなかったと思うんですけど、ただ今の説明ですと、その小中一貫校が1つの学校としてあるというふうに理解しているんですが、例えば現在辰野町においては両小野学園ですかね、一応、両小野小学校、両小野中学校ということで建物は別になっているんだが、カリキュラム等の中身は限りなく小中一貫校ということで取り組んでいるわけですけど、現在の両小野学園と言われている部分はこの義務教育学校には該当しないということによろしいのでしょうか。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。義務教育学校になりますと小中が1つになるわけですけど、校長はあくまで1人ということになります。1つの学校ですので。現在は一貫化教育やっているわけですけど、それぞれ小学校、中学校と別々の学校で校長がおりますので、義務教育学校ではございません。それから、前期過程というこういう表現がございましたけれど、日本中の全ての学校がこの義務教育学校になるとするならば、特に問題は起こらないわけですけど、子どもさんによっては小学校の課程を卒業した段階で転校するということがございます。そうした時にその転校先が義務教育学校だった場合には、小学校、これがまさに先ほど課長が言われました前期ということになります。前期を小学校過程を終えて、今度は後期、いわゆる通常の小学校、中学校に行くと中学1年生に入りますよと。今度は義務教育学校の方から外へ出ることを考えますと義務教育学校の前期6年間を終えて、これはまさに小学校6年までの教育課程ということになりますので、その義務教育学校の前期を終えて今度はほかの市町村へ行った時に中学校へ入学ができると、こういう形になってまいります。確かに岩田議員言われるようにこの9年間で3・3・3とか4・5、5・4と便宜上区別することはできるわけですけど、その転校、転出入のことがありますので、それを見越して前期、後期

というふうに教育課程を一応区切るという形、そうするとスムーズに転出入ができるというそういう配慮になっているんだろうと考えます。以上です。

○議長

ほかにありますか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第17号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。特別職の職員、特別職の常勤3名の給与につきましてはこの1月27日に辰野町特別職報酬審議会から報酬等の改正について現行の額を据え置き、引き続き抑制措置を講ずることが妥当であるとの答申を受けて、引き続き1年間の削減を行うものであります。削減率につきましては100分の7であります。また期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間であります。施行は平成28年4月1日からであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、辰野町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第18号、辰野町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。契約事務の運用の見直しの中で長期継続契約の契約期間について条例の一部を改正するものであります。第4条、契約期間の中で契約期間を5年以内とすると規定されていますが、法定耐用年数及び品質の向上等により、実質の耐用年数が延びており5年以内とした契約期間を同条に「町長が必要と認める場合はこの限りでない」のただし書きを加え5年以上の継続契約を可能とするものであります。施行は公布の日からです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山(3番)

このただし書きを加えることによってですね、従来5年以内とされたものが更に長期契約ができるということになるかと思うんですが、どのようなものが想定されているのか。際限なくですねこの町長のただし書き、町長の定めるところによるってということが認められるものもいかなものかと思うのですが、そのあたりについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

平成28年の2月現在で町との契約につきましては998件ございます。うち、長期継続契約に当たるものが46件、リース等の物品を借り受ける契約が19件、庁舎その他施設の清掃、警備、保守点検等の維持、管理、運営の業務委託が13件。その他、複数年数にわたる契約を締結しなければ支障を及ぼすと認められる契約が14件ございます。全部で92件ありますが、この中で5年を越えた契約が想定される案件でありますけれど、従来購入が基本でリース契約が困難だった大型の機械設備の方が該当するかなと現在では考えております。例えば公共施設の公共の宿泊施設や学校、保育園の厨房機器などが該当す

のかなと考えております。こちらについては耐用年数が8年と延びておりまして、実際にも品質が向上し、実際の実質の耐用年数の方も延びているような現状であります。以上であります。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、辰野町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第19号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。インターネット環境の普及で利用が低迷している辰野町情報観光センターについて現在の指定管理業務の終了に伴い、新たな目的に供する行政財産として管理する間、町の直営施設としての有効利用を図るために条例の一部を改正するものであります。第5条の指定管理者による管理を直営管理へと変更するため同条を削除し、以下の条を繰り上げます。また、これにより条例の本文中、「指定管理者」を「町長」に第8条の後段については「町」に改めます。指定管理者制度の利用料金制を直営施設の利用料金制に戻すため、条例の本文中「利用」を「使用」に「利用料」を「使用料」に「利用者」を「使用者」に「利用権」を「使用権」にそれぞれ全て改めます。また、第9条についても利用料についての規定を使用料の規定に改めます。施行は4月1日からです。また、新たな目的に供する行政財産としての後利用の方法につきましては1月22日の全協で報告、説明させていただいたとおり、現在、地方創生加速化交付金の事業として長野県と一緒に広域連携事業として申請中であります。今議会の全員協議会にて詳細はご報告申し上げます。以上、提案理由を申し上げます。

ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時20分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 5分

再開時間 11時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第22、議案第20号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第23、議案第21号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。以上、2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第20号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。議案第21号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。2議案を一括して提案理由のご説明を申し上げます。議案第20号については平成26年6月に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により国の指定

地域密着型サービス基準の一部が改正されたことにより、町の条例も関係する規定を整備する必要があるためです。改正点につきましては地域包括ケアシステムの構築を図り、整合性のあるサービス基盤整備を行う必要があるため、通所介護のうち、小規模な通所介護、一応、厚生労働省で定める数未満ということで19人未満を予定しておりますけれども、小規模な通所介護について平成28年4月1日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けることとなりました。小規模の通所介護事業所については県の指定であったものが、平成28年からは地域密着型サービスとして町が指定等を行うという点であります。議案第21号については、これも国の基準が一部改正されたことにより、町の条例も関係する規定を整備する必要があるためです。改正点につきましては指定介護予防、認知症対応型通所介護事業者について地域包括支援センター職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置することとされたため、町の条例についても国の基準の改正に合わせた規定を整備するものであります。なお、21号について現在、辰野町には該当する事業所はございません。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

お諮りいたします。議案第20号、及び議案第21号の2議案は採決の方法を即決とした方がよろしいでしょうか。

○根橋（2番）

即決については委員会付託にすべきということで反対の意見を述べたいと思います。ただいま、概況説明ありましたけれども、実質これは一部改正という体裁は取っておりますけれども、中身的にはもうこの4月から始まる地域包括ケアシステムに対応する、全く今までない新たな事業に対応するための条例の改正という内容であって、いわゆる加える形での一部改正というふうな内容になっているかと思えます。特に20号について言えば、もう次の2ページからもう地域密着型通所介護というようなことで膨大な内容が加えられることになっておりまして、20号に関しては33項目の一部改正というような内容ですので、福祉教育常任委員会の方に付託をしてしっかり議論をしていただいて、内容についても議論を積み重ねていただきたいということで委員会付託を提案したいと思えます。

○議長

ただいま、根橋議員より議案第20号、及び議案第21号、両議案を委員会に付託するべきとの意見が出されました。いかがでしょうか。

○瀬戸（9番）

私も今の根橋議員の意見に賛成です。やはりこの議案第20号、21号の条例につきましては莫大な量の条例があります。その中へ追加ということです。新しい事業の。ぜひ、委員会への付託で議論をしっかりとしてからと私も考えます。

○議長

同じく委員会への付託を希望する意見が出されました。お諮りいたします。日程第22議案第20号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第23、議案第21号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号、及び議案第21号、両議案は福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第24、議案第22号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第22号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。辰野町水道事業において県の水源確保支援事業補助金を受けて、新規に小野藤沢地区に水源を設置し、また給水区域の見直しに伴い事業の変更認可申請をするものです。変更内容は本年度時点で給水人口を「1万9,500人」から「1万9,100人」に。1日最大給水量を1日「9,900立方メートル」から「9,500立方メートル」の一部を改正するものです。なお、数値が減額されているのは平成25年度の小野簡易水道を統合時に改正前の各数値により変更認可しましたが、その後の人口動態等により、再度、水道施設設計指針により歳出した結果、申し上げた数値となりました。施

行は公布の日からです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第23号、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を説明させていただきます。行政不服審査法の全部改正に伴い、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。内容につきましては、第4条2号につきまして行政不服審査法に伴い規定の整理をし、3号で引用規定を改めるものであります。5号の次に規定の整理として6号を追加するものであります。また6条になりますけれども2号の前に1号を加え電子申告の規定を追加するものでございます。2号が追加されたため、それ以降、繰り下げまして合わせて規定の整理を行うものであります。10条でありますけれども、10条に資料等の副本の提出規定がございますので、10条とし手数料の額を定めるものでございます。以降、各条の繰り下げになっております。以上、提案理由を申し上げました。原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号、辰野町固定資産評価審査委員会条例

の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第24号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い条例の一部を改正したいとしますのでございます。非常勤消防団員等の公務災害等に対する損害補償に関し、他の法律による年金給付が支給される場合における傷病補償年金、休業補償年金の額に乘じる率を改正するものであります。附則第5条第2項の表1の項右欄中、「0.86」を「0.88」に。同表2の項右欄「0.91(第1級または第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.90)」を「0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.91)」に改めます。ここまでが傷病補償年金に関わるものでございます。次に休業補償に関わるものとして同条第5項の表中、「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。施行期日につきましては平成28年4月1日からであります。なお、改正後の条例附則の規定について、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、休業補償と執行日前に支給すべき事由の生じた執行日以後の期間にかかる傷病補償年金について適用し、執行日前に支給すべき事由の生じた執行日以前の期間にかかる傷病補償年金並びに執行前に支給すべき事由の生じた休業補償につきましては今までどおりということでございます。この改正に伴いまして、補償額については同額、もしくは増えるという内容でございます。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成27年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え、事業費確定などに伴う普通交付税、分担金、負担金、国県支出金などの変更及び不用額の調整。辰野南小学校体育館等改修工事、地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業等の補正予算であります。この補正総額は2億1,841万3,000円の追加であり、予算総額は88億7,061万3,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては法人町民税、分担金、負担金、国県支出金、財産収入、図書購入費、寄付金、諸収入の減額、普通交付税、町債の増額であります。歳入の増加分につきましては財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。歳出につきましては総務費では地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業、個人番号カード交付事業にかかる委託料の増額。庁舎大規模改修計画作成委託料、ハザードマップ更新委託料などの不用額の減額が主なものです。当年度創設した地方創生関連事業の平成28年度以降の財源に充てるため、普通交付税の基準財政需要額算定上、人口減少等特別対策事業費として計上された額を地域振興基金に積み立てます。情報セキュリティー強化対策事業については、標的型攻撃等の新たな脅威に対応するため、国の補正予算による財源措置を受けて総合行政ネットワークの分離などの対策を講じるものです。民生費では国民健康保険特別会計の保険基盤安定負担金にかかる繰出金の増額が主なものです。衛生費では伊北環境行政組合負担金の減額です。農林水産業費では県営農村災害対策整備事業辰野竜東竜西地区事業の負担金、農地耕作条件改善事業の工事請負費の不用額の減額が主なものです。商工費では、ほたる童謡公園水路改修工事、町観光イベント等補助金の不用額の減額が主なものです。土木費では社会資本の整備総合

交付金事業の工事請負費委託料などの不用額の減額が主なものです。消防費では耐震性貯水槽新設工事の不用額の減額が主なものです。教育費では老朽化が著しい南小学校体育館等改修工事の追加、図書館システム更新委託料の不用額の減額が主なものです。このうち、情報セキュリティ強化対策事業、南小学校体育館等改修事業につきましては平成28年度への繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。なお、南小学校体育館等改修事業につきましては、補助金と起債等の申請の都合上、最終日採決以前での議決が必要となる事態が生じました。また、ご相談を申し上げながら対策等についてご協力をお願いをしたいと、こんなふうに思います。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第28、議案第26号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第26号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,935万6,000円とするものです。7ページをご覧ください。歳入については下水道使用料を1,406万2,000円増額し、3億4,047万2,000円に。次の8ページでは社会資本整備総合交付金を1,216万6,000円減額し、2,875万4,000円に。9ページでは基金繰入金を139万6,000円減額し、計0円とし、次の10ページでは公共下水道債を4,600万円減額し、1億1,650万円とするものです。11ページをご覧ください。歳出について主なものは、社会資本整備総合交付金の決定に伴い、公共下水道費の委託料、工事請負費を総額4,500万円減額し、2億9,806万3,000円とするものです。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○熊谷（11番）

11ページの工事請負費の4,000万円の不用減額、この内容をもう少し詳しくお聞かせ

願いたい。

○建設水道課長

現在、辰野水処理センター及び公共下水道では、耐震化、長寿命化の工事を行っているわけでございますけれども、その部分に対しまして昔で言う補助金、現在は社会資本整備総合交付金が充てて工事を行っているわけなんですけれども、その減額に伴いまして今回、工事請負費等の減額を提案するものでございます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第26号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第27号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,013万1,000円とするものです。7ページをご覧ください。歳入については社会資本整備総合交付金を363万4,000円減額し、1,746万6,000円とし、8ページの繰越金は218万6,000円増額し、470万4,000円とし、9ページの特定環境保全下水道債を200万円減額し950万円とするものです。10ページをご覧ください。歳出については特定環境保全公共下水道費を社会資本整備総合交付金の確定に伴い、委託料を344万8,000円減額し、1億385万6,000円とするものです。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第27号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第28号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,960万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6,081万2,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入でございます。国庫負担金の確定により2目療養給付費等負担金について6,480万4,000円の増額。4目、高額医療費共同事業負担金を76万5,000円の減額。5目、特定健康診査等負担金を15万6,000円増額するものでございます。7ページをご覧ください。前期高齢者交付金につきまして交付額の確定によりまして5万5,000円を減額するものでございます。8ページでは繰入金につきまして交付額の確定により、2,545万3,000円を増額するものでございます。9ページをご覧ください。雑入につきまして指定公費支出金として1万円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。10ページでは2款、保険給付費について実績により一般被保険者療養給付費を1億500万円増額するものでございます。12ページをご覧ください。4款、前期高齢者納付金につきまして確定に伴い3万5,000円を減額するものでございます。13ページをご覧ください。6款、介護納付金につきまして確定に伴い23万円を減額するものでございます。14ページでは7款、共同事業拠出金につきまして確定に伴い、高額医療費共同事業拠出金を305万8,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を484万円、それぞれ減額するものでございます。15

ページをご覧ください。8款、保健事業費の内、疾病予防費において健康教室講師委託料、人間ドック補助金を実績によりまして103万5,000円増額補正するものでございます。16ページでは11款、諸支出の内、指定公費への支出金を1万円増額するものでございます。17ページをご覧ください。歳出の増額に伴いまして827万9,000円予備費を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し最終日採決として議事を進行いたします。日程第31、議案第29号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第29号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ733万5,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入、診療収入について診療実績に基づきまして104万9,000円減額するものでございます。7ページをご覧ください。繰越金を確定によりまして99万9,000円増額するものでございます。歳出につきまして8ページをご覧ください。施設管理費の内、第一診療所の出張診療委託料を10万円の減額、川島診療所の出張診療委託料を25万円増額するものでございます。医療費は第一診療所の需用費、医療材料費、こちらは医薬品代となりますが25万円減額し、川島診療所の需用費、医療材料費5万円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第29号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第30号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,644万6,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入の後期高齢者医療保険料の内、普通徴収保険料滞納繰越分につきまして実績によりまして50万円増額するものでございます。7ページをご覧ください。歳出でございますが後期高齢者医療広域連合納付金の内、後期高齢者医療徴収費の保険料過年度分納付金を50万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第30号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第33、議案第31号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第31号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ほたるの里世代間交流センター、茶の間で

ございますが、こちらにつきましては平成25年10月から2年6ヶ月の指定管理期間がこの28年3月31日に満了となります。この間の実績等を踏まえまして引き続き社会福祉法人、辰野町社会福祉協議会に指定管理者としてお願いするものであります。指定管理期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。指定管理料につきましては当初は年額409万5,000円、2年目以降につきましては年額417万2,000円。5年間で2,078万3,000円となるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第31号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号、平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第32号、平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては平成28年2月8日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事です。契約の方法は一般競争入札。契約金額は5,270万4,000円。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字小野1249番地の1。小野工業株式会社でございます。なお、一般競争入札の応札者は4者でありました。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申

上げます。

○建設水道課長

それでは工事概要を説明申し上げます。町道 147 号線工事につきましては平成26から27年度に下層路盤工事を施工しましたので、今工事では主に舗装工事を施工いたします。道路延長が 714.2 メートル。幅員が 4 メートルの道路工事で詳細内容は、法面工が植生工で 2,649 平米。小型水路工が深皿側溝で95メートル。舗装工が路盤工を含み 4,150 平米。防護柵工がガードレール設置で42メートル。工期は平成28年10月31日までです。以上が工事概要です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第32号、平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道 147 号線工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。日程第35、議案第33号、辰野町道路線の認定について。日程第36、議案第34号、辰野町道路線の廃止について。以上、2 議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第33号、辰野町道路線の認定について、議案第34号、辰野町道路線の廃止について提案理由を申し上げます。まず、議案第33号、辰野町道路線の認定についてご説明申し上げます。4 路線の認定をお願いするものです。整理番号 1 から 3 については民間建設会社が赤羽、平出地区で宅地造成を行い、取付道路が町道の認定基準に合致するため認定するものです。整理番号 4 の認定位置図をご覧ください。小野地区で平成27年から平成28年度にかけて実施している農地耕作改善事業終了後に道路工事を実施し、町道として認定するものです。なお、既に公安委員会との協議も済んでおります。続きまして議案第34号、辰野町道路線の廃止について説明申し上げます。整理番号 1 の位置図をご

覧ください。場所は羽場地籍で個人名義の町道として認定してありましたが、現況が公衆用道路として機能しておらず廃止申請が地元羽場区より出されましたので、調査の結果、路線廃止するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただき原案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより採決は各議案ごとに行いますのでお願いいたします。はじめに議案第33号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。続いて、議案第34号、辰野町道路線の廃止についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。日程第37、議案第35号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由を申し上げます。固定資産の評価審査委員会委員につきましては地方税法に定めるところにより、任期は3年で各市町村に3名を置くことになっております。今回、平成25年5月20日から同委員を務めていただいております福島英雄委員の任期が5月19日をもって満了となりますので、後任に川村和康氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるところでございます。川村さんは町内で司法書士、土地家屋調査士事務所を開業し、不動産鑑定士も取得している専門性にたけた方ですので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第35号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり同意されました。日程第38、議案第36号、辰野町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは議案第36号、辰野町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。現在の辰野町農業委員会委員の任期が平成28年3月31日をもって任期の満了となります。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町長が任命ということでございますので、同法の定めるところによって議会の同意を求めます。なお、任命するに当たりまして委員の過半数が認定農業者等という規定がございますけれども、それが人数的に困難でございますので、農業委員会等に関する法律の施行規則第2条2項の規定に基づきまして、委員の4分の1以上を認定農業者とすることも合わせてご同意をいただくものであります。委員につきましては、そこに書いてございますけれども7名の方をお願いをするものであります。それぞれ書いてございますように中村良治氏、宮原光平氏、有賀勝英氏、小島敏雄氏、新村幸子氏、原美子氏、宮沢依子氏の7名でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、それぞれ任命することについてご同意くださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋(2名)

全体のことでなくて、また俗人的なことではないんですが、番号6番の農業委員会法第8条第6項に基づく選任ということなんですけれども、この6項の規定は農業委員

会のこの仕事をやっていく上で利害関係を有しない者から選ぶというような規定だったと思いますけれども、これ具体的に、多分6項の原さんは全く農業には関係ない方だと思いますけれども、この6項の趣旨って言いますかね、どういう、その利害関係を有しないっていう意味がどういうふうなことで想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○産業振興課長

今回の農業委員会法の改正につきましては、農家だけでやっていかないで農業以外の方にも入っていただいて公正な判断をしていただく、というようなことが根底に流れております。今回の8条第6項につきましては今、おっしゃったようにですね農業に全く関係のない方、農地を所有していない方を選任をさせていただきましてその方を任命同意をいただくところでございます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第36号、辰野町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり任命同意にご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり同意されました。日程第39、報告第1号、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告を求めます。

○こども課長

報告第1号、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により別紙のとおり提出いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年6月に改正され、教育委員会の責任体制の明確化の1つとして教育委員会はその教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表しなければならないこととされました。1ページをご覧ください。

ださい。点検・評価は平成26年度辰野町教育委員会の事務事業評価を対象といたしました。2ページをご覧ください。対象とした事務事業評価の一覧です。事業名、決算額、担当者が評価した今後の方向性、担当する係をまとめてあります。3ページをご覧ください。3ページ以降は、外部評価委員の評価でございます。外部評価委員として元教諭の増澤英徳氏、上辰野と元町公民館長の磯野美鈴氏、北大出の2名にお願いし、計3回の評価委員会を開催し、評価いただきました。総合評価の実績と成果として「施策の大綱及び目標を達成するため、各種事業が滞りなく執行されPDCAサイクルがよく機能され効率良い教育行政が執行されていること。町民の声を聞き現状維持と改善改革がバランス良く執行されて、人づくり、生きがいづくり、信頼づくりに貢献している」と評価いただきました。4ページをご覧ください。課題と今後の方向として「目標設定はより具体的に、予算確保についてはより重点的にバランス良いものにしたい。教育行政では現場、現物、現実に触れた執行が大切であること。さまざまな考えを持った人々がいることを自覚して、敏感に反応しボトムアップ的行政に心がけること。教育はすぐに効果が現れないことが多いが、自信と誇りを持って執行すること。過重労働にならない配慮を検討する」と評価いただきました。また、関連事務事業評価として30の事務事業に対し、それぞれに実績と成果、課題と今後の方向として具体的な評価をいただいておりますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

○向山（3番）

参考までにお聞きしておきたいわけですが、これ教育委員会の設置ごとに行われるというふうに理解しますが、両小野小学校組合教育委員会においても同様な報告がされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○こども課長

はい。両小野小学校組合におきましても同様に評価を行っておりますけれども、ただ、こういったやっている内容が非常に狭い状況でございますので、これほど大きくは行っていない状況でございます。以上です。

○議長

ほかにありますか。

(な し)

○議 長

質疑を終結します。報告第2号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の攻めを負うものについて専決処分をしたので報告をいたします。昨年11月29日に発生した公用車の事故、いわゆる財物事故であります。町道を走行中、道路に空いていた穴が原因で左側前輪タイヤが破損したものであります。示談が成立し、賠償金額6,230円を支払ったものであります。専決日は平成28年2月2日です。この保障につきまして全国自治協会自動車共済損害賠償保険にて処理をいたしました。

○議 長

ただ今報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。日程第40、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

ただ今の陳情第2号につきましては福祉教育常任委員会へ審査を付託し、以外の陳情4件は文書配布とすることにいたします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議は散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

11. 散会時間

散会時間 12時 21分